

秋田への 移住で

最大
200
万円!!

移住先市町村によっては
さらに加算も!

東京圏*からの移住者に
移住支援金を支給!

* 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

家族で移住 **100万円/世帯**
単身で移住 **60万円/世帯**

市町村によっては18歳未満の子ども
1人あたり**30万円**を加算

次の要件◆をすべて満たす方が対象です

- ◆ 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上（直前の1年間は連続）、東京23区内に在住または東京圏*から23区内に通勤していた方
- ◆ 次の①～⑤のいずれかに該当する方
 - ① 「秋田移住支援金マッチングサイト」に掲載の移住支援金対象求人の掲載日以降に応募し、正規雇用された方
 - ② 「起業支援金」の交付決定を受けた方
 - ③ 国のプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業により就職した方
 - ④ 本人の意思により移住し、それまでの業務を引き続きテレワークで実施する方
 - ⑤ 移住前に、移住先の市町村から関係人口として認められている方
- ◆ 秋田県へ移住されてから1年以内の方
- ◆ 移住先の市町村に5年以上居住する意思を持つ方

次の要件を満たす方へ
支援金を加算します ⑥

秋田県独自の移住支援金を支給!

次の要件をすべて満たす
方が対象です ⑦

◆ ①の対象者のうち特定の技術職・専門職の方

家族で移住 **100万円/世帯**
単身で移住 **60万円/世帯**

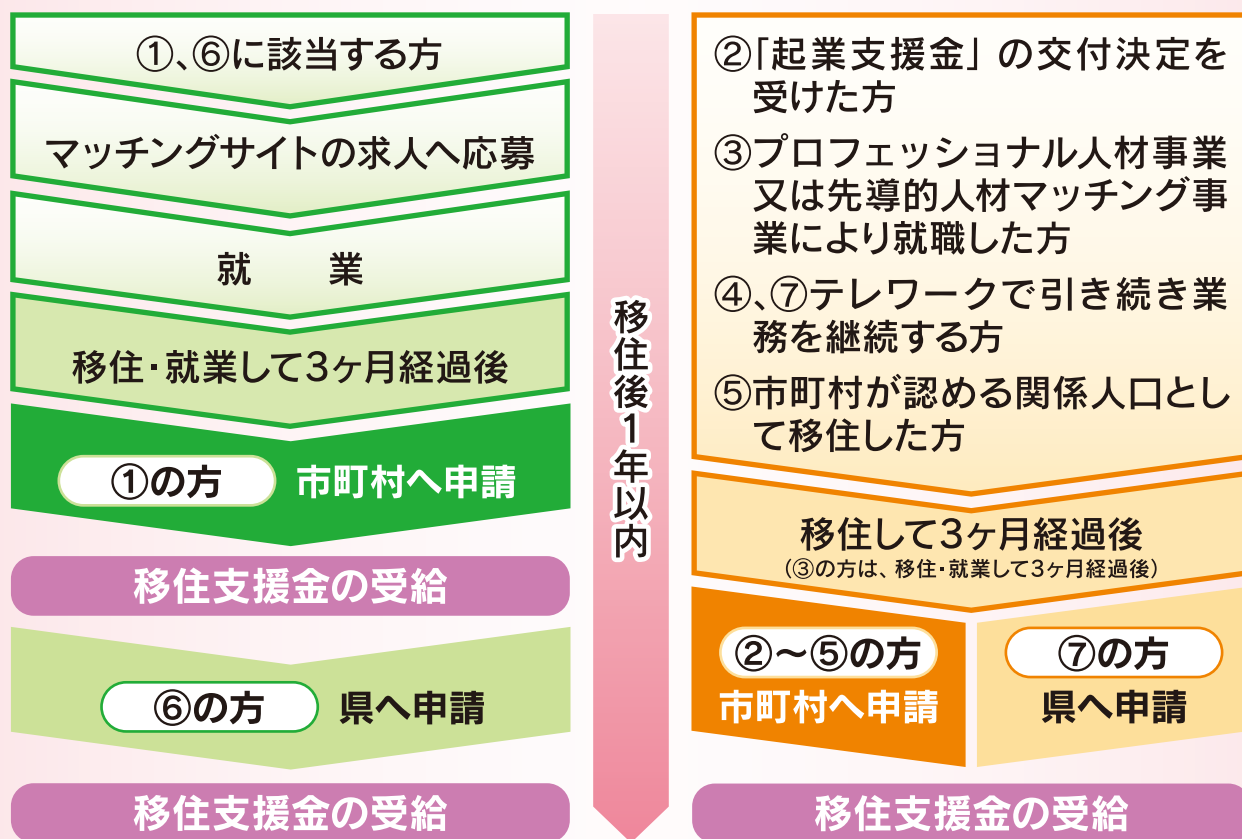
- (1) 先進技術の活用を担う技術職
 - ◎情報産業：技術士法、情報処理の促進に関する法律に定める技術職の有資格者
 - ◎製造業：技術士法、職業能力開発促進法に定める技術職の有資格者
- (2) 人材不足が特に深刻な分野の技術職・専門職
 - ◎建設産業：技術士法、建設業法、建築士法、測量法に定める技術職の有資格者
 - ◎福祉・医療：介護福祉士、保育士、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、医療技術者
 - ◎宿泊業：調理師
 - ◎運輸業：バス運転手、タクシー運転手

- ◆ 東京圏以外からリモートワーク移住した方
- ◆ 秋田県へ移住されてから1年以内の方
- ◆ 移住先の市町村に5年以上居住する意思を持つ方

家族で移住 **50万円/世帯**
単身で移住 **30万円/世帯**

18歳未満の子ども1人あたり**15万円**を加算

移住支援金の受給までの流れ



市町村で定めた要綱により独自の要件や扱いが異なる場合があります。
必ず転入を予定している市町村の移住担当窓口にご相談ください。

市町村窓口や制度の詳細などは右記のページに掲載しています。

秋田県移住支援金関連ページはこちら ▶▶▶



秋田県では就職や移住全般に関する窓口を開設しています。

Aターンプラザ秋田(無料職業紹介所)

相談日:月曜日～金曜日 ※祝日・年末年始を除く

場 所:東京都千代田区平河町2-6-3
都道府県会館7階(秋田県東京事務所内)

電 話:0120-122-255

E mail:a-plaza@mail2.pref.akita.jp

あきたで暮らそう! Aターンサポートセンター(移住相談窓口)

相談日:火曜日～日曜日 ※祝日・お盆・年末年始を除く

場 所:東京都千代田区有楽町2-10-1
東京交通会館8階

電 話:080-9292-5195(相談員直通)

E mail:akita1@furusatokaiki.net

※両窓口の相談時間等の詳細については、サイトをご覧ください。

